
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 528 回企業会計基準委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 528 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 20 日開催）において、ステップ 5 を採用する一般事業会社における貸倒引当金の対象となる金融資産に関する検討の方向性について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

2. ステップ 5 を採用する一般事業会社における貸倒引当金の対象となる金融資産に関する検討の方向性についての事務局の提案の方向性に賛同する。
3. IFRS 第 9 号「金融商品」の定めを取り入れる理由に関して、国際的な整合性の観点に加えて、ステップ 5 を採用する一般事業会社における財務報告の改善の観点についても示すことを検討いただきたい。

（グループ 2 に関する意見）

4. 未収金に関して、売掛債権と同様に単純化したアプローチの対象とすることが適切と考える。この場合、解釈にばらつきが生じるようであれば明示することが適切と考える。

（グループ 3 に関する意見）

5. グループ 3 に分類した金融資産に関して、現行の金融商品会計基準等¹における取扱いを踏襲する方向性に異論はないものの、基準の構造や体系を早めに示していただきたい。

以上

¹ 本資料では、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」、移管指針第 12 号「金融商品会計に関する Q&A」及び実務対応報告第 27 号「電子記録債権に係る会計処理及び表示についての実務上の取扱い」を総称して「金融商品会計基準等」と記載する。